

◆◆◆ その他の軽減措置（課税標準額控除）について ◆◆◆

バリアフリー対応バス・タクシー、ASV（先進安全自動車）を次に掲げる期間内に取得する場合は、自動車税環境性能割の課税標準額が控除されます。該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出する際に、車検証を提示のうえ申し出てください。

1. バリアフリー車両（新車に限る）

区分	取得期間	控除額	コード
ノンステップバス	令和3年4月1日～令和5年3月31日	1,000万円	01
リフト付きバス（定員30人以上の空港アクセスバス）	令和3年4月1日～令和5年3月31日	800万円	02
リフト付きバス（定員30人以上）	令和3年4月1日～令和5年3月31日	650万円	03
リフト付きバス（定員30人未満）	令和3年4月1日～令和5年3月31日	200万円	04
ユニバーサルデザインタクシー	令和3年4月1日～令和5年3月31日	100万円	05

※1 公共交通移動等円滑化基準など一定の要件に適合する車両に限る

※2 バスは、一定の要件に該当する乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）及び貸切バス（観光バス等）に限る

2. ASV（先進安全自動車）特例（新車に限る）

搭載装置 ①衝突被害軽減ブレーキ ②車両安定性制御装置 ③車線逸脱警報装置 ④側方衝突警報装置

区分	搭載装置	取得期間	控除額	コード	
バス等(乗車定員10人以上、立席なし)	車両総重量5t以下	① ③	令和3年4月1日～令和3年10月31日	350万円	07
	車両総重量5t超12t以下	① ② ③	令和3年4月1日～令和3年10月31日	350万円	08
トラック(被けん引車、けん引車を除く)	車両総重量3.5t超8t以下	① ② ③	令和3年4月1日～令和3年10月31日	350万円	09
		① ② ③ ④	令和3年4月1日～令和3年10月31日	525万円	06
	車両総重量8t超20t以下	① ② ③	令和3年4月1日～令和3年10月31日	350万円	10
トラック(被けん引車を除く)	車両総重量8t超	④	令和3年4月1日～令和5年3月31日	175万円	11

※バス等には、車両総重量5t以下で乗車定員10人の乗用車を含む

【お問合せ先：三重県自動車税事務所課税課 TEL059-253-8057】